

# 平成27年度の自殺対策の実施状況

## 1 自殺の実態を明らかにする取組

### 1 実態解明のための調査の実施

- 「自殺総合対策大綱に関する自殺の原因分析や支援方法等に関する研究」等を実施。

### 2 情報提供体制の充実

- 自殺予防総合対策センターのWebサイト「いきる」で、基礎資料、自殺の統計、地方自治体の取組、いきる・ささえる相談窓口、海外の情報等について紹介。
- 「地域における自殺対策取組事例集」を作成し、公表。

### 3 自殺未遂者、遺族等の実態及び支援方策についての調査の推進

- 「自殺総合対策大綱に関する自殺の要因分析や支援方法等に関する研究」等を実施し、その中で自殺未遂者等の調査を実施。

### 4 児童生徒の自殺予防についての調査の推進

- 各教育委員会等の生徒指導担当者や校長・教頭などの管理職を対象に「児童生徒の自殺予防に関する普及啓発協議会」を開催し、平成20年度から26年度まで開催した「児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議」の審議のまとめについて周知。

### 5 うつ病等の精神疾患の病態解明及び診断・治療技術の開発

- 精神疾患に関する診断・治療の更なる質の向上と標準化を推進するための研究等を実施。

### 6 既存資料の利活用の推進

- 「地域における自殺の基礎資料」、「東日本大震災に関連する自殺者数」を公表。
- 「平成27年中における自殺の状況」を公表（平成28年3月）。
- 毎月の自殺者数（総数、男女別及び都道府県別）を速報値として公表。
- 人口動態統計に基づく地域、年齢階級等に関する分析を実施。また、全国の自損行為による救急搬送データの分析結果を公表。

## 2 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す取組

### 1 自殺予防週間と自殺対策強化月間の実施

- 平成27年度自殺予防週間（9月10～16日）及び自殺対策強化月間（3月）において、国、地方公共団体、関係団体、民間団体等が中心となり、協賛団体と一体となって、集中的に啓発事業及び支援策を実施。

## 2 児童生徒の自殺予防に資する教育の実施

- 生命を尊重することの大切さ等を盛り込んだ「私たちの道徳」を全国の小・中学生に配布。
- 「児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議」において作成した「子供に伝えたい自殺予防」について教育委員会等へ周知。
- 小・中学校で実施する自殺予防教育プログラムを開発し、Webサイト上で公開。
- 総務省、文部科学省及び通信関係団体等が連携し、子供たちのインターネットの安心・安全な利用に向けて、保護者、教職員及び児童生徒を対象とした啓発講座を実施。
- インターネット上の有害環境から青少年を守るため、保護者と青少年に直接働きかける啓発と教育活動を推進。

## 3 うつ病についての普及啓発の推進

- 「うつ対策推進方策マニュアル」、「うつ対応マニュアル」の関係機関への提供等を通じて地域におけるうつ病を始めとする精神疾患に関する普及啓発を推進。
- うつ病を含む精神疾患の正しい理解と治療や生活に役立つ情報をまとめた「みんなのメンタルヘルス総合サイト」と、若者向けに心の不調への対処法を紹介する「こころもメンテしよう」を厚生労働省Webサイト内に設置し普及啓発を実施。

## 4 自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及

- 自殺予防週間及び自殺対策強化月間において、インターネットを活用した啓発事業を実施。
- 「性的指向を理由とする差別をなくそう」及び「性同一性障害を理由とする差別をなくそう」を年間強調事項として掲げ、啓発活動を実施。
- 性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について取りまとめた通知を作成し、各教育委員会等に周知。

# 3 早期対応の中心的役割を果たす人材を養成する取組

## 1 かかりつけの医師等のうつ病等の精神疾患の診断・治療技術の向上

- 精神科を専門としない医師等に対し、うつ病等診断・治療技術の向上を目的に「かかりつけ医等心の健康対応力向上研修」を実施。

## 2 教職員に対する普及啓発等の実施

- 各教育委員会等の生徒指導担当者や、校長・教頭等の管理職を対象に、全国各ブロックで児童生徒の自殺予防に関する普及啓発協議会を開催。
- 性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について取りまとめた通知を作成し、各教育委員会等に周知。
- 大学等の学生関係副学長・部課長等を対象とした会議等の様々な機会を通じて、学生の自殺防止に対する指導の充実・徹底の周知を図るとともに、独立行政法人日本学生支援機構と連携し、大学等の教職員に対し、自殺を含む学生の心の問題や成長支援に関する正しい知識の修得と理解を促進する取組を実施。

## 3 地域保健スタッフや産業保健スタッフの資質の向上

- 自殺予防総合対策センターにおいて、自治体・精神保健福祉センター職員等、相談業務に

関わっている者の資質向上のための研修を実施。また、若年者対策、未遂者対策等の重点課題に向けて、各地の研修に講師協力。

- 職場におけるメンタルヘルス対策及び過重労働対策を推進するため、全国の産業保健総合支援センターにおいて産業保健スタッフ等に対する研修等を実施。

#### **4 介護支援専門員等に対する研修の実施**

- 介護支援専門員等の資質向上を図るための研修事業を実施。

#### **5 民生委員・児童委員等への研修の実施**

- 民生委員・児童委員の資質向上を図るため、都道府県等に対し、相談援助活動を行う上で必要不可欠な知識及び技術を修得させる研修事業への補助を実施。

#### **6 連携調整を担う人材の養成の充実**

- 地域における関係機関、関係団体、民間団体、専門家、専門家以外のゲートキーパー等の連携を促進するための関係者間の連携調整を担う人材を養成するため、自治体、関係団体、民間団体等の関係者を対象として、「自殺対策官民連携協働ブロック会議」及び「自殺対策人材養成研修」を開催。
- 自殺対策の企画立案する自治体担当者等を対象に「自殺総合対策企画研修」を実施。

#### **7 社会的要因に関連する相談員の資質の向上**

- 都道府県、市区町村、財務局等で多重債務相談を行う職員及び相談員の資質の向上のために、「多重債務者相談の手引き」を作成・公表し、研修会を実施。
- 金融サービス利用者相談室の相談員に対して、内閣府作成のゲートキーパー養成研修用映像及びテキストを利用した研修を実施。
- 地方公共団体の消費生活相談員に対し、多重債務問題に関する研修を実施。
- ハローワーク職員の相談技法の修得のための研修において、メンタルヘルスについての研修を盛り込み実施。

#### **8 遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上**

- 警察職員が自殺者、自殺者遺族、自殺未遂者等に関係する業務に従事する場合に、自殺者の名誉や自殺者遺族、自殺未遂者等の心情等を不当に傷つけることのないよう、適切な遺族対応等への取組を実施。
- 消防職員が遺族等に対して適切な対応を図れるよう、各消防本部や各消防学校での教養訓練を通じて、消防職員の資質の向上を推進。

#### **9 研修資材の開発等**

- 自殺未遂者のケアに関する救急医療従事者向けのガイドライン及び自死遺族等へのケアに関するガイドラインを作成。
- 自殺予防総合対策センターにおいて、地方公共団体、民間団体の相談員に対する研修の企画実施への協力を実施。

## 10 自殺対策従事者への心のケアの推進

- 自殺予防総合対策センターにおいて、相談支援に関する研修カリキュラムの中に、相談員自らの心の健康を維持するための対応方法についての内容を盛り込み、実施。

## 11 様々な分野でのゲートキーパーの養成の促進

- 公益社団法人日本薬剤師会において、きめ細やかな服薬指導や服薬状況の確認、適正な服薬に関する支援等、処方医や専門機関との連携等を促進するなどの取組を実施。
- 全国理容生活衛生同業組合連合会において、組合又は支部ごとにゲートキーパー講習を開催。
- 自殺予防週間及び自殺対策強化月間において、ゲートキーパーとしての役割が期待される団体等に対して、協力を呼びかけ。

# 4 心の健康づくりを進める取組

## 1 職場におけるメンタルヘルス対策の推進

- 事業上におけるストレスチェックとその結果を踏まえた面接指導と事後措置が適切に行われるよう、制度の周知・支援。
- 全国の産業保健総合支援センターにおいて、職場のメンタルヘルス不調の未然防止から職場復帰支援に至るまでメンタルヘルス対策の総合的な支援を実施。
- メンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」において、職場のメンタルヘルスに関する様々な情報提供を実施。
- 働く人のメンタルヘルス不調や過重労働による健康障害に関する電話相談窓口「こころほっとライン」を開設。
- 「過労死等の防止のための対策に関する大綱」を閣議決定し、同大綱に沿って調査研究等の対策を実施。
- 事業主に対して実効あるセクシュアルハラスメント対策を講じるよう、周知啓発及び指導を実施。
- 「職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた提言」の内容を分かりやすくまとめたリーフレットの配布、ポータルサイト「あかるい職場応援団」等を通じ、パワーハラスメントに関する様々な情報提供を実施。

## 2 地域における心の健康づくり推進体制の整備

- 自殺予防総合対策センターにおいて、自治体、精神保健福祉センター、保健所、民間団体等に対する研修を実施。
- 平成25、26年度と実施した、地域の様々な現代的課題解決に取り組む公民館等の取組を支援する「公民館等を中心とした社会教育活性化支援プログラム」の成果を踏まえ情報提供を行い、引き続き公民館等の社会教育施設における自主的な取組を促進。
- 地域住民が集い、憩うことのできる環境の形成を図るため、歩いていける身近な都市公園の整備を推進。
- 農山漁村における高齢者が安心して活動し、暮らせるよう、高齢者の生きがい発揮に資する施設整備を実施。

### 3 学校における心の健康づくり推進体制の整備

- 教職員が子供の心身の健康相談に対応できるよう、子供の心のケアに関するシンポジウムを開催。
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置に必要な経費の補助を実施。
- 教職員が教育活動に専念できるよう、学校における労働安全衛生管理体制の整備を促進。

### 4 大規模災害における被災者の心のケア、生活再建等の推進

- 「被災者支援（健康・生活支援）総合施策」をもとに、見守り活動の推進に必要な相談員等の確保やコミュニティ形成の支援、「心の復興」事業などの被災者支援を実施。
- 食品中の放射性物質に関する正確な理解の増進を図るため、食品と放射能に関する情報提供や消費者との意見交換会等を実施。

## 5 適切な精神科医療を受けられるようにする取組

### 1 精神科医療を担う人材の養成など精神科医療体制の充実

- 精神科医療機関等で働く心理職を対象に「心理職自殺予防研修」を実施。
- 多職種チームによる訪問支援（アウトリーチ）を行う、精神障害者アウトリーチ推進事業を実施。
- 認知療法・認知行動療法について、医師等精神科医療従事者を対象に、実施者養成のための研修を実施。

### 2 うつ病の受診率の向上

- 精神科を専門としない医師に対し、うつ病診断能力の向上を目的に「かかりつけ医等心の健康対応力向上研修」を実施。

### 3 かかりつけの医師等のうつ病等の精神疾患の診断・治療技術の向上【再掲】

### 4 子どもの心の診療体制の整備の推進

- 様々な子供の心の問題に幅広く対応するため、都道府県域における拠点病院を中核とし、医療機関や保健福祉機関等と連携した支援体制の構築を図るための事業等を行う、子供の心の診療ネットワーク事業を実施。

### 5 うつ病スクリーニングの実施

- うつ病の懸念がある人の早期発見に資するよう、高齢者の介護予防や、社会参加の推進等のための多様な通いの場の整備等、地域の実情に応じた効果的・効率的な介護予防の取組を推進。

### 6 うつ病以外の精神疾患等によるハイリスク者対策の推進

- アルコール関連問題啓発週間（11月10日～16日）において、フォーラムの開催等、自殺等の問題を含むアルコール関連問題についての啓発を実施。
- 自殺の危険因子である精神疾患をもつ自殺のハイリスク者支援を含む「精神科医療従事者自殺予防研修」を実施。

## 7 慢性疾患患者等に対する支援

- 地域医療介護総合確保基金を通じて、都道府県が実施する看護師の資質の向上に関する研修を支援。

## 6 社会的な取組で自殺を防ぐ取組

### 1 地域における相談体制の充実と支援策、相談窓口情報等の分かりやすい発信

- 「こころの健康相談統一ダイヤル」の全国的な運用に向け、対象地域を拡大（平成27年度に全都道府県に拡大）。
- いつでもどこでも相談でき、適切な支援を迅速に受けられるための拠り所として、24時間365日、無料電話相談によって悩みを傾聴し、具体的な支援につなげるための事業（「よりそいホットライン」）を実施。

### 2 多重債務の相談窓口の整備とセーフティネット融資の充実

- 「多重債務者相談強化キャンペーン2015」として、全国各地で消費者向け及び事業者向けの無料相談会を実施。

### 3 失業者等に対する相談窓口の充実等

- 失業者に対して、ハローワーク等の窓口においてきめ細かな職業相談など、早期再就職のための各種支援を実施し、特に心理的不安などから、主体的に的確かつ現実的な求職活動を行うことができない求職者等に対応するため、「就職支援ナビゲーター」を配置。
- ニート等の若者に対する地域の支援拠点である地域若者サポートステーションを全国に設置し、職業的自立支援を実施。また、サポステの支援を経て就職した者に対する職場定着支援やキャリアアップ相談支援を全国展開。

### 4 経営者に対する相談事業の実施等

- 全国どこからでも一つの電話番号で、資金繰りや経営相談など、どこに相談したらよいか困っている方から幅広く相談を受け付ける「中小企業電話相談ナビダイヤル」を実施。
- 平成25年12月5日に公表された「経営者保証に関するガイドライン」の利用促進を図るため、引き続き、独立行政法人中小企業基盤整備機構・地域本部等において、経営者保証に関する相談を受け付ける体制を整えるとともに、ガイドラインの利用希望者への専門家派遣制度を継続。

### 5 法的問題解決のための情報提供の充実

- 法テラスにおいて、自殺の社会的要因に関わる相談窓口をより適切に紹介できるよう、他団体が行う自殺対策の研修に参加するなどして関係機関との連携強化を図り、サポート・ダイヤル（コールセンター）や地方事務所、Webサイトを通じ相談者への情報提供を充実。
- 東日本大震災の被災者に対する支援策として、フリーダイヤル（「震災法テラスダイヤル」）を設置し、二重ローン問題や原発の損害賠償請求などの震災に起因する法的トラブルについても解決に役立つ法制度や相談窓口等の案内を実施。

## 6 危険な場所、薬品等の規制等

- 鉄道駅のプラットホームにおいて、線路への転落等を防止するために効果の高いホームドアの整備を促進。
- 毒薬及び劇薬、毒物及び劇物の取扱いについて、販売業者等に対し、引き続き規制の遵守の徹底を指導。

## 7 インターネット上の自殺関連情報対策の推進

- インターネット・ホットラインセンター及び都道府県警察において、人を自殺に誘引・勧誘する情報を認知した場合、サイト管理者等に削除を依頼。
- 「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項」の適切な運用を支援するとともに、違法・有害情報相談センターを設置・運営。
- フィルタリングに関する情報提供・普及啓発活動の実施。

## 8 インターネット上の自殺予告事案等への対応等

- 都道府県警察において、自殺予告をした者への説諭、自殺予告した者の家族への監護依頼等の自殺防止措置を実施。
- 「インターネット上の自殺予告事案への対応に関するガイドライン」の適切な運用を支援。
- フィルタリングに関する情報提供・普及啓発活動の実施。

## 9 介護者への支援の充実

- 地域包括支援センターに携わる職員等を対象とした研修の実施。

## 10 いじめを苦しめた子どもの自殺の予防

- 「いじめ防止対策推進法」及び「いじめ防止基本方針」に基づく対応について、「いじめ防止等に関する普及啓発協議会」や教員向け研修を開催するなどにより周知。
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置や「24時間いじめ相談ダイヤル」を実施するなど、学校における教育相談体制を充実。
- 「子どもの人権SOSミニレター」を全国の小中学校の児童生徒に配布。
- 「インターネット人権相談受付窓口」及び専用相談電話「子どもの人権110番（フリーダイヤル）」を運用。

## 11 児童虐待や性犯罪・性暴力の被害者への支援の充実

- 児童虐待への対応について、虐待の発生予防から自立支援までの一連の対策の更なる強化を図るために策定された「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」を踏まえ、総合的な支援体制を整備・充実。
- 児童相談所全国共通ダイヤルについて、3桁番号（189）に変更し運用を開始。
- 性犯罪・性暴力の被害者への支援について、各都道府県に対し、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの開設等について相談があった場合の対応について会議を通じて依頼。
- 地域の男女共同参画センターの相談員等を対象とした研修等を行う「配偶者からの暴力等被害者支援強化促進事業」を実施。

## 12 生活困窮者への支援の充実

- 平成27年度から施行された生活困窮者自立支援法に基づき、必須事業として福祉事務所設置自治体（901自治体）全てにおいて自立相談支援事業が、任意事業として約250の自治体で就労準備支援事業等が実施。各種ガイドラインの策定・周知等や、各事業に従事する者を対象に国が直接研修を実施。

## 13 報道機関に対する世界保健機関の手引きの周知

- 内閣府及び自殺予防総合対策センターのWebサイトに、WHO「自殺予防メディア関係者のための手引き」を掲載し、周知。
- 自殺予防総合対策センターにおいて、メディア従事者を対象としたメディアカンファレンスを実施。

# 7 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ取組

## 1 救急医療施設における精神科医による診療体制等の充実

- 自殺企図の再発防止に関する研究成果を踏まえ、「自殺未遂者再企図防止事業」を開始。
- 精神科救急情報センターや、輪番制等による精神科救急医療施設の整備を行う「精神科救急医療体制整備事業」を実施。
- 「自殺未遂者ケアに関するガイドライン」に基づいた研修を実施。

## 2 家族等の身近な人の見守りに対する支援

- 「自殺未遂者ケアに関するガイドライン」の普及の促進。

# 8 遺された人への支援を充実する取組

## 1 遺族の自助グループ等の運営支援

- 地方公共団体が実施する自死遺族のための分かち合いの会の運営等の支援を実施。
- 自殺予防総合対策センターにおいて、「自死遺族を支えるために～相談担当者のための指針～」の改訂版を刊行。

## 2 学校、職場での事後対応の促進

- 「子供の自殺が起きたときの緊急対応の手引き」を作成し、学校・教育委員会等に配布するとともに、これらの資料を用いた研修を実施。
- 「働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」を通じて、自殺発生直後の職場での対応等を示したマニュアル「職場における自殺の予防と対応」を周知。

## 3 遺族等のための情報提供の推進等

- 地域の相談先や自助グループの連絡先などを記載した、遺族のためのリーフレット等の作成等に対する支援を実施。

## 4 遺児への支援【再掲】

### 9 民間団体との連携を強化する取組

地域における民間団体の取組は、自殺対策基本法の制定以前、国や地方公共団体からの支援が必ずしも十分でない中で、電話相談等の自殺のリスクの高い人への危機介入などの直接的な自殺予防の活動のみならず、分かち合いの会の会等を始めとする自死遺族等への心理的ケアの実施などの事後対応も含めて幅広く展開されてきた。地域レベルの実践的な取組を中心とする自殺対策への転換を進める上で、民間団体による地域に密着した様々な取組は、我が国における自殺対策においてなくてはならないものである。

自殺予防総合対策センターの調査によると、都道府県及び政令指定都市において把握されている自殺対策に取り組む民間団体は760団体であり、このうち行政からの補助（委託を含む）を受けている団体の割合は52.6%である。

これらの民間団体の取組のすべてを紹介することは紙幅の都合上困難であるが、一部については、本白書のコラムにおいて別途紹介しているので参照されたい。

都道府県・政令指定都市において把握している自殺対策に取り組む民間団体の数

都道府県・政令指定都市名	民間団体数										
	民間団体数	補助・委託等をしていない数									
北海道	6	6	福井県	14	4	山口県	19	6	横浜市	3	3
青森県	14	9	山梨県	15	5	徳島県	11	7	川崎市	3	2
岩手県	19	17	長野県	8	7	香川県	9	8	相模原市	16	1
宮城県	13	11	岐阜県	7	0	愛媛県	15	5	新潟市	8	1
秋田県	14	12	静岡県	7	3	高知県	12	12	静岡市	7	1
山形県	6	5	愛知県	11	11	福岡県	12	8	浜松市	5	4
福島県	15	5	三重県	18	16	佐賀県	3	3	名古屋市	7	3
茨城県	20	13	滋賀県	14	13	長崎県	19	11	京都市	15	2
栃木県	8	4	京都府	23	11	熊本県	9	6	大阪市	11	0
群馬県	21	10	大阪府	20	12	大分県	14	4	堺市	7	0
埼玉県	9	8	兵庫県	14	8	宮崎県	19	14	神戸市	5	4
千葉県	12	10	奈良県	7	3	鹿児島県	29	11	岡山市	4	1
東京都	14	11	和歌山県	7	6	沖縄県	9	9	広島市	10	2
神奈川県	23	10	鳥取県	1	1	札幌市	15	3	北九州市	5	2
新潟県	24	24	島根県	4	3	仙台市	8	3	福岡市	8	2
富山県	24	14	岡山県	8	5	さいたま市	6	6	熊本市	26	0
石川県	46	1	広島県	14	1	千葉市	2	2	合計※注	760	400

注) 各地方公共団体から重複して回答があった団体があるため、全都道府県・政令指定都市の総和とは一致しない。

資料：国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所 自殺予防総合対策センター（現：自殺総合対策推進センター）「都道府県・政令指定都市および市区町村における自殺対策の取組状況に関する調査（平成27年度）」より厚生労働省作成

#### 1 民間団体の人材育成に対する支援

- 地域自殺対策緊急強化基金を通じて、民間団体の人材育成に対する支援を実施。
- 自殺予防総合対策センターにおいて、Webサイトを通じた情報提供や関係団体等への情報

発信を実施。

## 2 地域における連携体制の確立

- 地域における自殺対策の官民の連携協働を図るため、「自殺対策官民連携協働ブロック会議」及び「自殺対策人材養成研修」を開催。
- 各地域の医療、学校、警察、職場等の関係機関が連携体制をつくる拠点となる「地域自殺予防情報センター」事業を実施。
- 「都道府県・政令指定都市における自殺対策及び自死遺族支援の取組状況に関する調査」を実施。

## 3 民間団体の電話相談事業に対する支援

- 先駆的な自殺防止対策の取組を行う民間団体に財政的支援を行う「自殺防止対策事業」を通じて、電話相談員に対する研修、フリーダイヤル電話相談等を実施する団体に対する支援を実施。

## 4 民間団体の先駆的・試行的問題に対する支援

- 先駆的な自殺防止対策の取組を行う民間団体に財政的支援を行う「自殺防止対策事業」を実施。

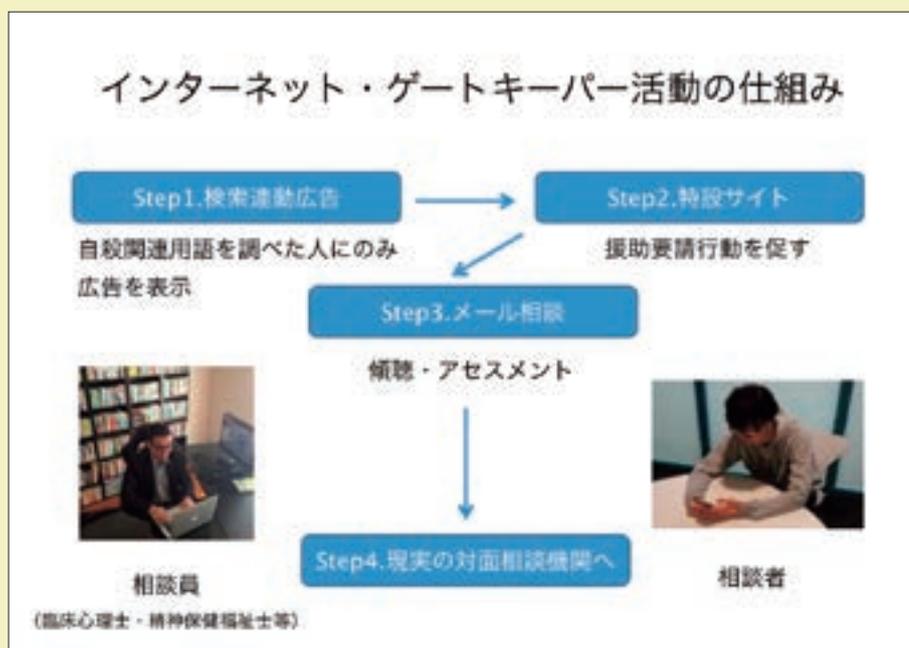
## インターネットを活用した相談支援の取組について

### 検索連動広告を用いたインターネット・ゲートキーパー活動 (特定非営利活動法人OVA)

#### 【活動の背景】

インターネット上には自殺方法等に関する具体的な情報が散在し、その方法は容易に取得ができる。そして、実際に検索エンジンに「自殺方法」や「死にたい」等の言葉を打ち込んでいるユーザーが多く存在する。こうした自殺関連語の検索者は、自殺のリスクが高いことが各国の研究で確認されている。

そこで、特定非営利活動法人OVA（オーヴァ）では、検索エンジンを自殺ハイリスク者のスクリーニングとみなし、検索連動広告（リスティング広告）を用いることで、自殺に関するウェブ検索を行うハイリスク者へアウトリーチする仕組みを構築した。



#### 【活動の内容】

インターネット上で自殺関連語（例：自殺方法）の検索をした人に対して、検索に連動した形で広告を表示し、無料で相談を受け付ける旨を記した特設サイトに誘導する。ユーザーは特設サイトよりワンクリックでメーラーを立ち上げ、相談のメールを送信することができるようになっている。広告は配信する地域を設定することが可能であり、現在は関東圏の一部地域での検索のみを対象に活動を行っている。

相談メールへの対応は対人援助職（臨床心理士・精神保健福祉士等）のチームで行う。

原則的にメールで継続的に行い、状況に応じて電話・対面等で面接を行っている。その内容は傾聴に加えて、アセスメントを行い、相談者の抱えている問題に応じて現実社会における支援機関（例：行政の相談窓口、医療機関、学校の相談室等）へつないでいくというものである。平成25年後期には約150人から相談を受け、上記の方法によって自殺ハイリスク者から効率的に相談を受け付けることができること、現実社会における支援窓口につなげることが可能であることが確認された。（Sueki&Ito,2015）

**【期待される効果と展望】**

専門家によるゲートキーパー活動は予防のエビデンスのある自殺対策である。また、検索連動広告を活用して、効果的な援助につなげるための広告を自殺ハイリスク者の目のつきやすいところに表示させることは、自殺方法等に関する認知的アクセスを困難にし、結果として自殺企図を予防する効果が期待される。

検索連動広告は他の広告手法と比較し、ターゲティングが精緻に出来る他、費用対効果が高い。その上、ハイリスクアプローチのみならず、ポピュレーションアプローチにおいての活用も可能である。また、特定非営利活動法人OVAは平成27年より、他のNPO法人と協同し、検索連動広告を用いて、性暴力被害者支援情報マッチング事業「サイレント・ティア」を開始している。様々な団体と協同しながら、マーケティング的手法を用いてハイリスク者へのアウトリーチを行う事を世界的に普及し、一人でも多くの命を守りたい。

## ※引用文献

Sueki, H., & Ito, J. (2015). Suicide prevention through online gatekeeping using search advertising techniques : A feasibility study. *Crisis*, 36 (4) , 267-273.

(特定非営利活動法人OVA代表理事 伊藤次郎)

## 大阪府における取組について

### ①大阪府自殺未遂者支援センター ②大阪府妊産婦こころの相談センター

(実施期間) ①平成28年1月～  
②平成28年2月～

(実施経費) ①平成27年度 3,323千円  
②平成27年度 2,292千円

(実施主体) 大阪府

#### 【地域の特徴・自殺者数の動向】

大阪府の自殺者数は、平成10年以降2000人を超える状況が続いたが、平成23年から減少し始め、27年は1295人となった。また、府の27年の自殺死亡率は14.7で全国の都道府県の中で最も低い。若年層や高齢者の自殺死亡率の減少は、他の年齢層と比較して小さい。さらに、再企図率の高い自殺未遂者への支援、母子保健と連携した産後うつ病を含む妊産婦のこころの健康への対応など、新たな取組が必要である。



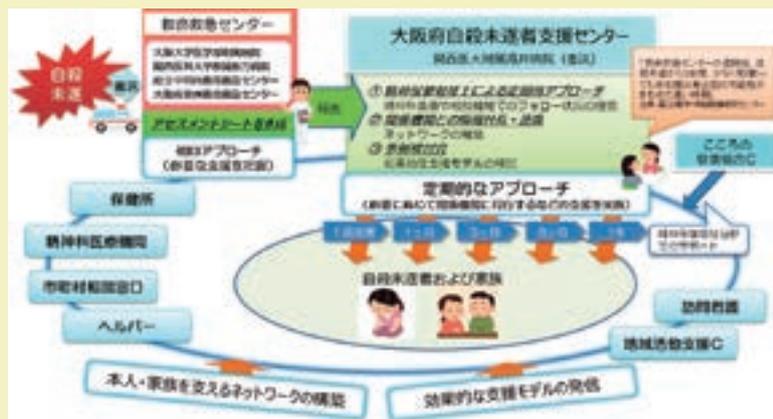
#### ① 大阪府自殺未遂者支援センター

##### 【事業の背景・必要性】

- ・自殺未遂者は再び自殺を図り、死に至るリスクが高い。
- ・自殺未遂後、救命救急センターに搬送されることが多く、自殺未遂から1年間は再び自殺を図る可能性が極めて高い。
- ・自殺を図る動機はひとつではなく、健康問題、家庭問題、経済・生活問題など複数の問題が関連。

⇒再び自殺を図るリスクの高い時期に、適切な機関に継続的につなぐことが必要。

##### 【事業目標 事業内容】



救命救急センターが搬送された自殺未遂者に対して、未遂に至った背景や原因について聞き取り、必要な支援についての情報を大阪府自殺未遂者支援センターへ報告。抱えている悩みの解決に向けて精神保健福祉士が相談に乗るとともに必要に応じて、精神科医療機関や行政等の相談窓口につなげるなど、1年間（1週間後、1か月後、3か月後、6か月後、1年後）定期的にフォローアップする。

##### 【事業実施にあたっての運営体制】

関西医科大学附属滝井病院に委託。専任の精神保健福祉士を配置して実施。

**【事業の工夫点】**

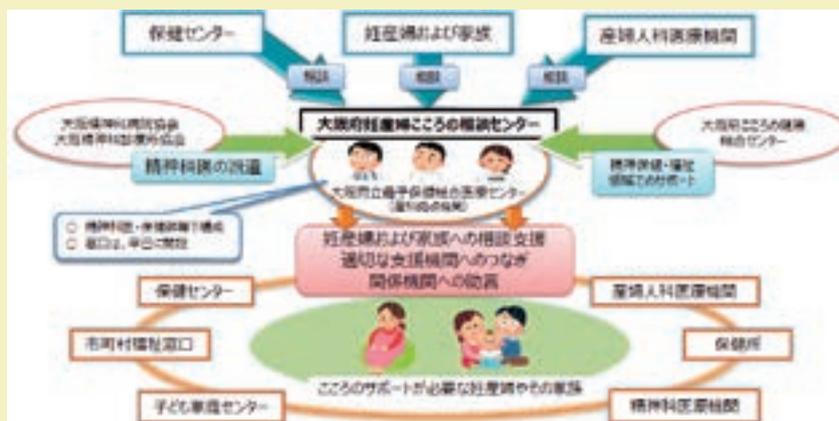
- ・府内を4つのブロックに分け、そのブロックで1か所、救命センターを選定、府内4か所の救命センターに搬送された自殺未遂者で同意が得られたケースを対象とした。
- ・自殺の再企図のリスクの高い1年間に、抱えている問題に応じた相談機関につなぎ、定期的にフォローアップすることで再企図防止に努めている。

**【今後の課題】**

- ・本事業で培った自殺未遂者への効果的な支援方策を府内16か所の救命救急医療機関や地域の関係機関にフィードバックすることで、関係職種のスキルアップにつなげていく。
- ・未遂者支援を通して地域の関係機関及び精神科医療機関と救命救急センターの連携強化を図る。

**② 大阪府妊産婦こころの相談センター****【事業の背景・必要性】**

- ・妊産婦の自殺は産科的死亡の約4倍の数があると推計され、また社会的かつ周囲に与える影響も大きく緊急な対策が必要である。
- ・うつ病は自殺の大きな要因であるが、産前、産後は精神的に不安定な時期であり、10～20%が産後うつになる。

**【事業目標 事業内容】**

妊産婦の自殺予防やメンタルヘルス対策を目的に、大阪府妊産婦こころの相談センターがワンストップ窓口として、電話相談、面談、診察、関係機関の紹介など必要な支援を行う。関係機関に専門的な助言や支援機関について情報提供を行う。

**【事業実施にあたっての運営体制】**

大阪府立母子保健総合医療センターに委託。専属の精神科医、相談員（保健師、心理士など）、産婦人科医を配置して実施。

**【事業の工夫点】**

- ・多職種が連携して支援を実施。
- ・大阪精神科病院協会、大阪精神科診療所協会、大阪産婦人科医会の理解・協力を得て運営。
- ・府内の全精神科医療機関に、妊産婦の診療状況と診療を行う際の課題に関してアンケートを実施。

**【今後の課題等】**

- ・妊産婦メンタルヘルス対策、産後うつ病対策のために精神科、産婦人科を含む多職種連携を実現。
- ・精神科医療機関の妊産婦診療状況、課題の分析。
- ・妊産婦診療を行う精神科医療機関数の増加。
- ・妊産婦のメンタルヘルスや自殺に関する正確な実態把握。

(大阪府 健康医療部保健医療室地域保健課)

## 遺族支援の取組について

### 自死遺族とうきょう自助グループ「みずべの集い」

#### 【みずべの集いの設立と趣旨】

平成21年2月に設立集会を開き、同年3月より毎月1回自死遺族の「わかちあい」を行っている。28年3月で85回（東日本大震災の発生月は中止）の開催となり、参加者もスタッフも全員自死遺族による自助グループである。設立の趣旨は、大切な人を自死で亡くした方が、参加者それぞれの思いを尊重し、互いに、語り、聞き合うなかで、共に、生きなおす力を培える場をつくること。「わかちあい」を定期的で開催することに主眼を置き活動をしている。

#### 【主な活動】

##### 1. わかちあいの開催

原則、毎月第四日曜日の午後に偶数月は世田谷区で奇数月は渋谷区にて開催している。会の説明から始め簡単な自己紹介を一巡してから、2から4グループに分かれて「わかちあい」を行う。参加者は10人から30人前後である。終了後は場所を変え、クールダウンの時間を設けている（自由参加）。同じ遺族でもそれぞれ違いはあるが、得られることの一つに、客観性が挙げられる。



##### 2. 特別開催

わかちあいの他にミニ遠足・食事会等を年に4回程開催している。現在わかちあいに参加されている方、以前わかちあいに参加されていた方、まだ参加されていない方等が、遺族同士の交流の時を持ちたいと参加される。ミニ遠足はランチの後、庭園等を散策する。

##### 3. ブログでの交流

ブログを開設し、会の案内や自死に関する情報を掲載している。コメント欄では遺族同士の交流があり、ネット上での「わかちあい」の場になっている。

##### 4. メールでの相談

ブログ上にメールアドレスを掲載し、自死遺族からの様々な相談を受け付けている。

##### 5. スタッフの外部活動

スタッフ個人は、会以外でも様々な自死関係の活動を行っている。それぞれ、グリーフケア・サポートプラザ・全国自死遺族連絡会・自死遺族等の権利保護研究会、他に所属している。

#### 【行政と他の自助グループとの連携】

みずべの集いは、世田谷区名義使用・渋谷区後援名義等使用を承認され開催している。また近隣の自助グループ、さいたま市「なないろの集い」・川崎市「カーネーションの集い」・横浜市「虹のかけはし」と連携を取っている。

#### 【今後の課題】

スタッフの確保、会場の予約と経費をどのように賄っていくかである。会場は公の施設を使用し

ているが、予約の確保の条件と競争が激しく希望の日時で予約できない場合があること。経費は参加者から頂く会費とスタッフの寄付で賄っている。スタッフについては希望者を待つしかないのが現状である。

### 【遺族に対する情報と支援について】

わかちあいに関しては情報が少なく、参加をしてどのような効果があるのか、また、自助グループ、サポートグループの違いも知られていないのが現状である。

平成26年度死因別死亡者数（厚生労働省）では自死は8位となっている。それでも、一般社会では自死に関する正しい情報は多くない。自死が何故起こるのか、遺族になった時の対処等は、事後になって初めて入手することが多く、混乱の中での情報収集は正確さに欠ける。他の死因であればある程度は把握している場合が多い。事前に情報を得ておくことは大切なこと。そして、残念ながら自死と言う死因には未だに差別・偏見がある。

行政と民間が自死に関する情報交換を深めて連携を取ることが、遺族支援の推進につながるのではないかと考える。遺族が自由に支援情報を得られ選択できるように構築することが望まれる。

自死遺族とうきょう自助グループ「みずべの集い」

ブログ <http://blog.goo.ne.jp/mizubenotudo>

メールアドレス [mizubenotudo@gmail.com](mailto:mizubenotudo@gmail.com)

(自死遺族とうきょう自助グループ「みずべの集い」スタッフ一同)

## 民間団体を中心とした地域における連携の取組について

### りんごネットワーク ＝異種連携による自殺防止アクション＝

(実施期間) 平成23年度～相談会  
平成26年度～ネットワーク

(実施主体) 青森りんごの会  
(青森多重債務被害等をなくす会)

#### 【事業の背景・必要性】

自殺に至る要因は複数存在し、平均すると4～5個と言われている。それらが絡み合った問題に対して、関係機関単独での対応では困難である。そこで、一つのケースに対し、地域一帯の弁護士・市町村保健師・在宅保健師・精神保健福祉士などが「スクラム」を組んで対応するのが本事業である。民間団体がネットワークを主宰することで、職種や行政単位を超えた連携を実現している。なお、本事業は、平成24年度から27年度まで厚生労働省自殺防止対策事業先駆事業となっていた。

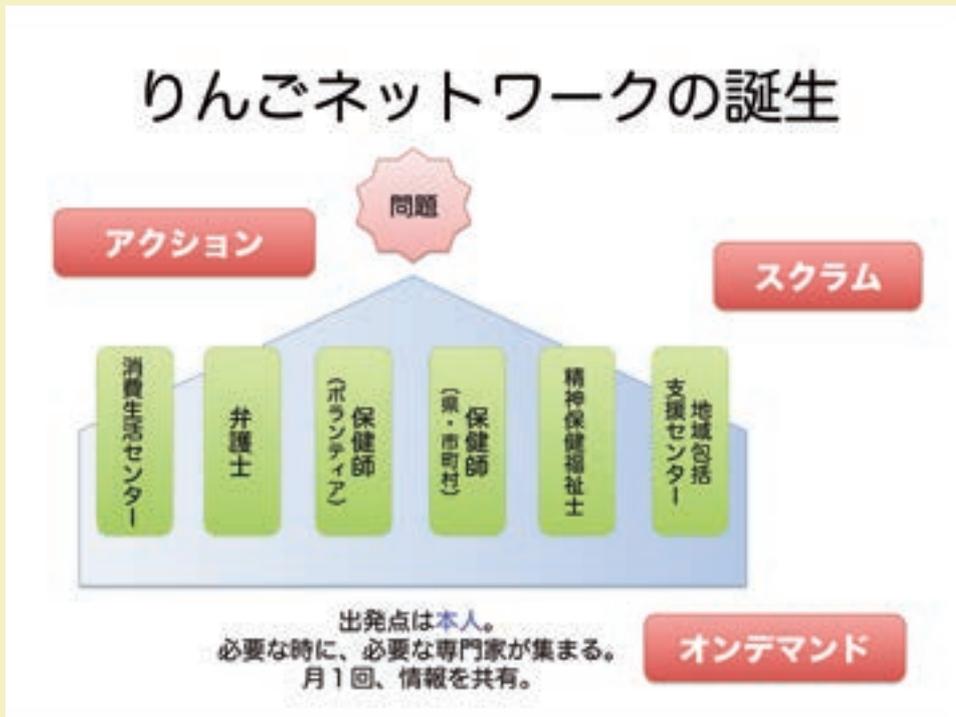
#### 【地域の特徴・自殺者数の動向】

活動の中心である上十三地域は、十和田市、三沢市及び上北郡（おいらせ町を除く）の8市町村で、総面積2,018平方メートルと県土の21%を占める。最も人口の多い十和田市の生産年齢人口割合は59.6%、老年人口割合は28.5%（平成26年）である。

上十三地域の自殺死亡率は、平成16年の53.1（人口10万人対）をピークに減少傾向にあるものの、平成26年は24.8と青森県全体の20.5と比較し高い状況が続いている。

#### 【事業目標 事業内容】

弁護士・保健師・精神保健福祉士が相談担当者となる「借金とこころの無料相談会」を開催し、その後にネットワーク会議（事例検討会）を開催している。この活動には、3つのキーワードがある。



## ① アクション

りんごネットワークは、目の前の現実の問題を解決することを目的としている。その意味で、仮定事例を題材とした検討会や会議ではなく、行動（アクション）である。

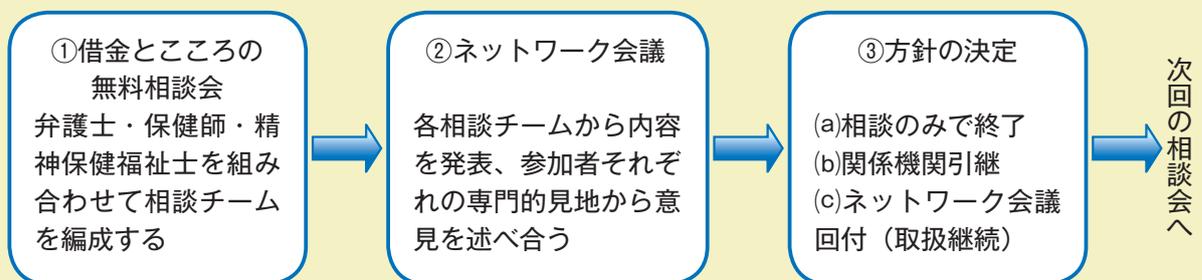
## ② オンデマンド

問題解決の方針を考える出発点は本人である。「本人にとって今何が必要なのか」を重視し、必要な時に、必要な専門家同士で相談して方針を決める。したがって、基本的に、物事を決定するためにいちいち会議を行わず、全体では、月1回のネットワーク会議で情報を共有する体制にしている。これを「オンデマンド方式」と呼んでいる。

## ③ スクラム

「独りで活動していたら、独りよがり。連携して初めて、それぞれの活動も輝く。」と考えている。つまり、複雑なケースに対しては、関係機関が連携して初めて自分の専門分野も活かすことができるのである。そして、りんごネットワークにおける連携とは、窓口の間で「パス」をするのではなく、問題の解決に向けて関係機関が共に「スクラム」を組むことである。

## 【事業実施にあたっての運営体制】



## ・上記③(c)ネットワーク会議回付について

ケースに応じて主担当を決める。関係機関が持ち込んだものであれば、通常はその機関が主担当になる。ネットワーク会議での意見を参考に、主担当者が対応する。途中で検討課題が生じた場合、必要な専門家同士で方針を決定する（オンデマンド方式）。経過報告を、次のネットワーク会議で行う。

つまり、ネットワーク会議では、当日の相談案件と取扱継続中のケースについて検討・方針決定を行っているのである。このネットワーク会議こそ、本事業の「要」である。

## 【事業成果及び評価、今後の課題、その他特筆すべき点】

平成23年度から26年度までの相談会にて、68名（実人数）から相談を受けた。26年度から始めたネットワーク会議では7件を取り扱った（1件解決済み）。

（ケースの一例）振り込め詐欺被害から家族問題・自殺念慮が生じたケースでは、弁護士・保健師で対応し、3回の面談を経て落ち着いた。精神疾患と借金を抱え、劣悪な環境の建物に引きこもっていたケースでは、精神保健福祉士が住居（グループホーム）を確保、弁護士が自己破産手続を行った。

（協力団体）セーフコミュニティとわだをすすめる会、十和田地区退職保健師桜の会、青森県上十三保健所、八戸市、十和田市、三沢市、七戸町、六戸町ほか。

（青森りんごの会）